介護保険運信



65歳以上の方の平成23年度の介護保険料が 決定しました。









介護保険料の納め方



原則として年金から納めます。 年金額等に応じて納め方が異なります。

こんなときは普通徴収になります。

あなたの年金額は?

年額18万円 (月額1万5千円) 以上の方

特別徴収

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料が あらかじめ天引きされます。

年額18万円 (月額1万5千円) 未満の方

普通徴収

偶数月に、口座振替又は、 納付書により納めていただきます。

※ 特別徴収と普通徴収を併用する場合があります。

■特別徴収の方の保険料額が本算定後、変更 になったとき・・・

- 1. 増額の場合は特別徴収と普通徴収の併用徴収となります。
- 2. 減額となり、特別徴収する必要がなくなった場合、翌年の 8月までは特別徴収ができないため普通徴収となります。
- ■他の市区町村から転入された方は・・・

いままで年金から天引きされていた方も当分の間、普通徴収 となります。

- ■年金の現況届の提出が遅れたとき・・・ 年金から天引きができなくなるので当分の間、普通徴収と なります。
- **■**65歳になられた方は・・・

年金額が年額18万円以上の方も当分の間、普通徴収になります。

- 仮徴収と本徴収~

仮徴収	4月(1期)	前々年の所得をもとに、 仮に 計算した年間保険料額の半額を3回に分けて納めます。
	6月(2期)	
	8月(3期)	

本徴収	10月(4期)	前年の所得をもとに、 確定した 年間 保険料額から仮徴収分を差し引い て3回に分けて納めます。
	12月(5期)	
	2月(6期)	

*保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービスを利用したときに滞納した期間に応じて 給付減額や償還払い化などの措置があります。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用者がいったんサービス の全額を負担し、その後申 請により費用の9割分が支 給されます。(償還払い化)



1年6か月以上滞納すると

滞納している保険料の額 を本来支給される額から 差し引くことがあります。

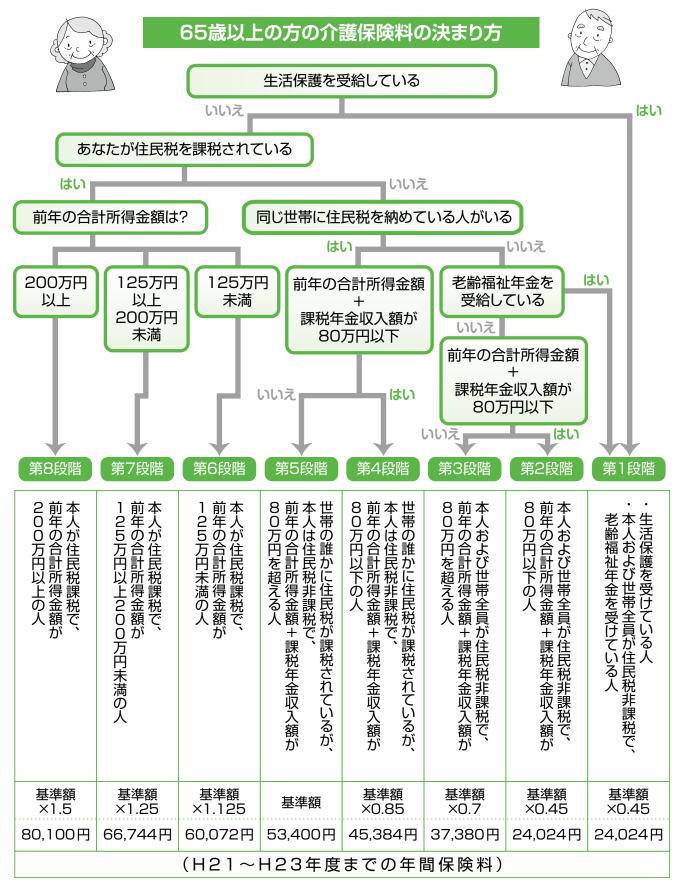


2年以上滞納すると

利用者の負担が1割から 3割に引き上げられるなど の措置がとられます。 (給付減額)

* 困ったときはご相談を

災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の減免や 納付の猶予をうけられる場合があります。また、生活が著しく困窮し生計を維持することが困難 であると認められた方は、保険料の軽減措置がありますので、ご相談ください。



^{※「}合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

介護保険についてのおたずねは・・・・・

高齢者福祉課 TEL 21-6972 FAX 21-6974

^{※「}老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がなかったり、ほかの年金を受給できない人に 支給される年金です。